

全国障害者スポーツ大会、ブロック予選大会の
精神障害者競技（バレーボール・卓球）への参加は



令和 10 年度から

精神障害者保健福祉手帳が必須になります

全国障害者スポーツ大会は都道府県・指定都市として参加する障害者福祉事業であることから、参加資格認定基準が改訂されました。

参加資格

- ① 令和 10 年度から全国障害者スポーツ大会（バレーボール・卓球）、ブロック予選大会（バレーボール）、都道府県あるいは指定都市選考大会（卓球）は、精神障害者保健福祉手帳の所持者のみが参加することができます。
- ② 出ようとする大会の参加申込時期と大会の日程が、手帳で認定されている期間に含まれていなければなりません。
- ③ 手帳に記載されている住所の都道府県あるいは指定都市のチームで出場できます（通学先や入通所福祉施設がある都道府県あるいは指定都市のチームでも出場することができます。ただし医療機関や勤務先は不可）。
- ④ 手帳の等級（1～3 級）による区分けや規制はありません。

参加申込手続き

参加申込には手帳の写し（コピー）が必要になります。

手続きにおける 注意点

- ① 手帳の更新時期が参加申込時期や大会日程と近い場合は、更新前に必ず手帳の写し（コピー）を残しておくようにしてください。
- ② 更新をした結果、参加申込時期と大会の日程が手帳の認定期間に含まれなくなった場合は参加できません。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳以外のもの（障害年金、自立支援医療受給者証、通院証明、療育手帳、身体障害者手帳等）では参加手続きはできません。
- ④ 都道府県あるいは指定都市の予選大会（バレーボール）によっては手帳資格の規定がない地区もあります。ただし、都道府県あるいは指定都市代表としてブロック予選大会に出場する時には手帳が必須になります。
- ⑤ 手帳の紛失等により再発行する場合は申込時期に間に合うようご注意ください。再発行が間に合わない場合、手帳内容の証明の可否は各都道府県の手帳発行機関にお問い合わせください。